

北上市立こども療育センター規則の一部を改正する規則

北上市立こども療育センター規則（平成４年北上市規則第３号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（療育相談員） 第 7 条 〔略〕 2 療育相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２に規定する<u>会計年度職員</u>とし、市長が任命する。 3 〔略〕	（療育相談員） 第 7 条 〔略〕 2 療育相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２に規定する<u>会計年度任用職員</u>とし、市長が任命する。 3 〔略〕 <u>（巡回支援専門員）</u> <u>第 8 条 センターに、市内の保育所、幼稚園、学童保育所等（以下「保育所等」という。）を訪問し、指導及び助言の業務を行うため、巡回支援専門員を置く。</u> <u>2 巡回支援専門員は、地方公務員法第22条の２に規定する会計年度任用職員とし、市長が任命する。</u> <u>3 巡回支援専門員の任期は、任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする。</u>
（園長の報告義務） <u>第 8 条</u> 〔略〕 （記録の整備） <u>第 9 条</u> 〔略〕 （緊急時における対応方法）	（園長の報告義務） <u>第 9 条</u> 〔略〕 （記録の整備） <u>第10条</u> 〔略〕 （緊急時における対応方法）

<u>第10条</u> [略] （非常災害対策） <u>第11条</u> [略] （運営委員会） <u>第12条</u> [略] 2 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）～（3） [略] <u>（4）</u> [略] 3 [略] （委員長） <u>第13条</u> [略] （会議） <u>第14条</u> [略] （庶務） <u>第15条</u> [略] （補則） <u>第16条</u> [略]	<u>第11条</u> [略] （非常災害対策） <u>第12条</u> [略] （運営委員会） <u>第13条</u> [略] 2 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）～（3） [略] <u>（4） 児童発達支援事業の関係機関の職員</u> <u>（5） 保育所等の職員</u> <u>（6）</u> [略] 3 [略] （委員長） <u>第14条</u> [略] （会議） <u>第15条</u> [略] （庶務） <u>第16条</u> [略] （補則） <u>第17条</u> [略]
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。